

税務と経営

山村税理士事務所

— 発 行 人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15
-0045

電 話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

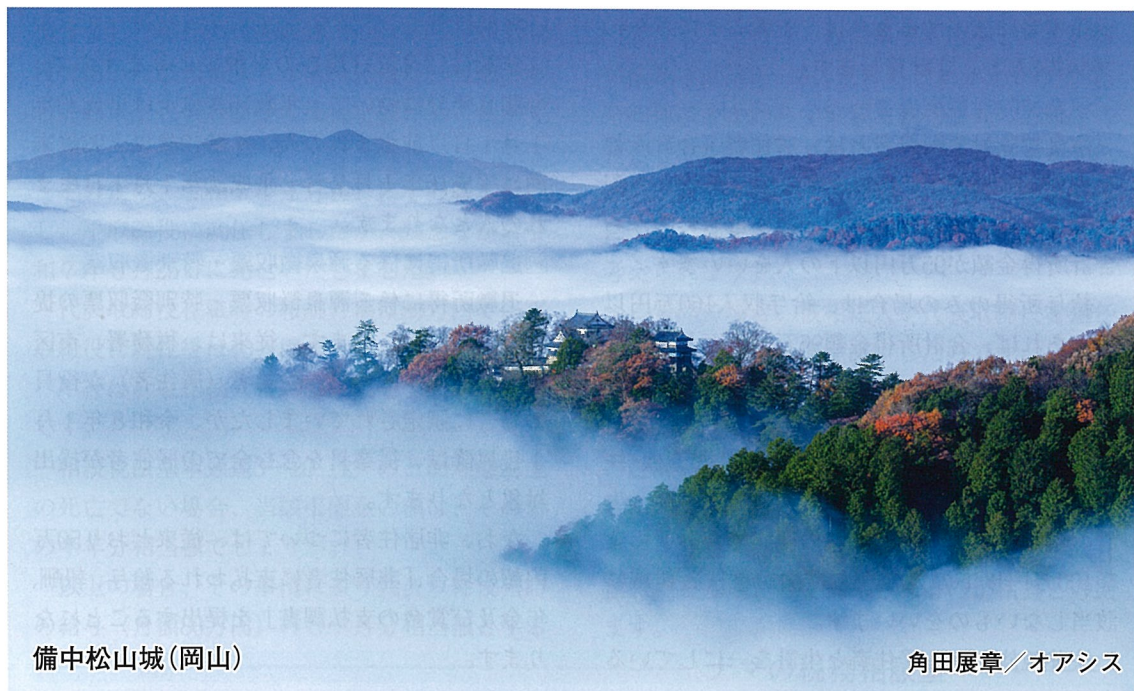
ヒント

研究する キリンホールディングス会長C
EO磯崎功典氏が入社した前年、
キリンビールは小岩井農牧社と共同出資で小岩
井乳業を設立。その商品の営業担当に。小岩井
の乳製品は雪印乳業などの大手にとっても敵わな
い。成果は上がらない。店の担当者との交渉だ
けでは限界がある。自分で小売業界や食品産業
を研究した理論やデータに、足で稼いだ個店の
生の情報を加えてバイヤーにプレゼン。「小岩井
のチーズはおいしいけど、6個パックは高くて
買えない」と聞けば、反対はあったが、バラ売
りに。営業の仕事は受け身でやっているうちは
つまらない。自分なりにやり方を研究すると光
が見えてくる。日本経済新聞社・私の履歴書。

ヒント

税務 ミニガイド

令和8年分の生命保険料控除につい
て、23歳未満の扶養親族がいる場合
には、新生命保険料に係る一般生命保
険料控除の計算式が変更され、適用限
度額は、4万円から6万円に引き上げ
られます。ただし、生命保険料控除の
合計適用限度額は現行の12万円から
変更されません。



備中松山城(岡山)

角田展章／オアシス

1月からの 給与源泉等の改正点

□税制改正

令和7年度税制改正で、給与・賞与に対する源泉徴収税額の算定等が改正され、令和8年1月1日以降に支給する給与・賞与から適用されることになります。ここでは、その内容について確認していきます。

□源泉徴収税額表等の改正

源泉徴収税額表（月額表・日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改正されています。また、令和8年分の扶養控除等（異動）申告書の様式も改正されています。

□扶養親族等の数

特に注意が必要なのは、給与・賞与に対する源泉徴収税額の算定の際の扶養親族等の数が改正された点です。改正後の扶養親族等の数は、①源泉控除対象配偶者および源泉控除対象親族の人数の合計、②本人が、障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当するときは、該当する控除ごとにプラス1人、③同一生計配偶者または扶養親族に障害者に該当する人がいるときは、1人ごとにプラス1人、④その障害者が同居特別障害者に該当するときは、1人ごとにさらにプラス1人として計算します。

□源泉控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である者に限ります）の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち合計所得金額が95万円以下の人をいいます。

給与所得のみの場合は、給与収入160万円以下であれば、合計所得金額95万円以下となります。

□源泉控除対象親族

源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）および同一生計の年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額100万円以下の人のうち控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

扶養親族とは、居住者と生計を一にしている



○岡山県から西、山口県までを「中国地方」という名がついていますが、中国大陆とは関係なく、位置的に日本の中央にあるからです。その基準は、昔から日本の中心は京都です。その一方の中心は太宰府のある北九州です。北九州は「遠国」、関西地域は「近国」。この遠国・北九州と、近国・関西の中間にあるのが、山口県、広島県、島根県、岡山県、鳥取県で、中国と呼ばれるようになりました。



親族等で、合計所得金額が58万円以下である人をいいます。給与所得のみの場合は、給与収入123万円以下であれば、合計所得金額58万円以下となります。

なお、特定親族のうち、合計所得金額100万円超123万円以下の人は、特定親族特別控除の対象となりますが、給与・賞与計算の際には考慮せずに、年末調整での対応となります。

□年齢区分

年齢は12月31日現在の年齢によりますので、令和8年分について、年齢16歳以上は平成23年1月1日以前生まれの人、年齢19歳以上23歳未満は平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれの人となります。

□退職所得に係る源泉徴収票・特別徴収票

退職所得に係る源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲が拡大されます。従来は、税務署、市区町村に提出するのは、受給者（居住者）が役員の場合に限定されていましたが、令和8年1月1日以降は、従業員を含む全ての居住者が提出対象となります。

なお、非居住者については、従来どおり50万円超の場合、「非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出することになります。

証憑書類の 保存について

「証憑書類(しょうひょう書類)」は法人や個人等で事業を営んでゆくうえで、取引の事実を証明する、経理を行ううえで非常に重要な書類です。そして、仮に税務調査や会計監査が入ったときにも、この証憑書類がないと税務署から指摘を受ける可能性があります。

(1)証憑書類とは

証憑書類とは、一言でいうと取引の事実を証明する書類となりますが、証明できる内容ごとに証憑書類を分けると以下ようになります。

まず、「取引の事実」を証明する証憑書類としては、「契約書、注文書、発注書」等があります。次に、「価格」を証明するものとしては、「見積書、契約書、請求書」等があります。次に、「入金、出金の事実」を証明するものとしては、「領収書、通帳、入出金明細」等があります。最後に、法

人の場合に限定されますが、「会社の意思決定」を証明するものとしては「取締役会議事録」等があります。

(2)証憑書類の保存期間

証憑書類の保存期間は、法律で定められていますが、法人と個人では期間が異なります。

まず、法人の場合は、法人税法によって原則7年間と定められています。しかしながら、総勘定元帳などの会計書類については、会社法によって、10年間の保存と定められています。そのため、会社法で定められている10年間の証憑書類の保存とすることをお勧めします。

次に、個人事業主の場合は、所得税法の適用を受けます。会計帳簿及び証憑書類はともに原則として、7年間保存となります。

(3)まとめ

証憑書類には、それぞれの意味があります。どの証憑書類も第三者に対して取引の事実を証明する重要なものです。万が一、証憑書類がないとなると自社に不利な状況になりかねません。廃棄の際も細心の注意を払ってください。

ナマの税務相談室

Q 暫くご無沙汰いたしております。久しぶりにお目にかかります。

長い間先生に親しくして頂きました甲社の代表取締役

役であった被相続人Aが病気になり、残念ながらこれ以上代表取締役の業務を続けることができなくなりました。

そのため、令和7年4月10日にその職を退任し、平取締役に就任しましたが、残念ながら令和7年6月25日に死亡いたしました。

代表取締役在職時の報酬月額が80万円で、平取締役に就任後は40万円でした。

甲社は、被相続人Aに弔慰金を支給する予定です。

相続税法基本通達3—20(2)のとおり業務上の死亡でない場合、当該弔慰金の額は、その者の半年分相当額でしょうか。

以上の場合、その事情により代表取締役当時の給与(月額80万円)の6ヶ月分相当額とする

弔慰金の取り扱い について

ことは問題が生じますか？

A 被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与とは、相続

税法基本通達3—18に定めるとおり、「その名義の如何にかかわらず実質上被相続人の退職手当金として支給される金員をいうものとする」とされていますので、弔慰金、花輪代、葬祭料等については最小限度において認められるものと考えられます。

ご質問の場合、被相続人が代表取締役を退任した段階で報酬月額が減少したのです。

この時点において、今までの実績を考慮して功労金の名目で退職手当金が支給されるべきものと考えられますが、これが無かったことにより、相続開始時に弔慰金等の名目で支給することになりますので、弔慰金の計算は、現在の月額報酬を基準として計算されるのが相当と考えます。

ナマの税務相談室

「100億宣言」の インパクトと実利

「100億円宣言」という新しい制度があります。この制度は、売上高10億円以上100億円未満の中小企業を対象に、経営者が自らの成長意欲を示し、具体的な成長戦略を策定・宣言することを促すものです。中小企業庁が制度の創設・運営を担当し、公式ウェブサイトで詳細な情報提供を行っています。

宣言を行うことで、企業は中小企業成長加速化補助金の申請要件を満たすことができます。この補助金は、売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援するもので、最大5億円（補助率1/2）の補助が受けられます。補助対象経費には、設備投資や人材育成、販路開拓などが

含まれ、企業成長加速の重要な資金源となります。

また、100億宣言ポータルサイトに100億宣言を行うことが要件となっている税制特例に、令和7年度改正で創設され、対象に建物及びその附属設備（1,000万円以上）が加わった中小企業経営強化税制の経営規模拡大設備等（E類型）があります。この税制優遇の内容は、賃上率が25%以上の場合、特別償却15%又は税額控除1%です。賃上率が5%以上の場合、特別償却25%又は税額控除2%となります。

宣言企業は、地域や業種を超えた経営者同士のネットワークに参加することができます。このネットワークで

は、定期的なシンポジウムや交流会が開催され、他社の成功事例を学んだり、共通の課題について意見交換を行ったりすることができます。これにより、企業は新たなビジネスチャンスを見つけたり、経営のヒントを得たりすることができます。

さらに、宣言企業は公式ロゴマークを使用することができ、自社の成長意欲やビジョンを外部にアピールすることが可能です。これにより、企業のブランド力が向上し、取引先や顧客からの信頼を得やすくなります。

100億円宣言とセットになった補助金申請や経営力向上計画の申請は、書類作成や計画策定、審査対応などに手間がかかるため、多くの企業は投資資金調達に係わる金融機関の法人支援部門や委託コンサルタントの支援を活用しているようです。

「柚子風呂に浸す五体の蝶番 展宏」
冬至には無病息災を願って、南瓜を食べたり柚子風呂に入る習慣があります。
御用納めは28日。登記手続きは急がないと年内に騰本の交付が間に合いません。年末は多忙です。
「第九今大合唱に大晦日草女」
「勝ち栗も餅もそろふてあすの春 子規」
7日立冬、22日小雪。



売る前の御世辞より
売った後の奉仕。
これこそが永久の客を作るのだ。

（松下幸之助）

12月の税務メモ

（国税）

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 8年4月決算法人の中間（予定）申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日

（翌年）
1月5日
（本年最終の給与支払日まで）
（地方条例による）

（地方税）

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分）
- 10月決算法人の確定申告
- 8年4月決算法人の中間（予定）申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。